株式交換に係る事後開示書面

（会社法 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面）

2021 年 3 月 12 日

株式会社ギフティ
ソウ・エクスペリエンス株式会社

株式交換に係る事後開示事項

東京都品川区東五反田 5-10-25
齊征池田山ビル 5 階
株式会社ギフティ
代表取締役社長　太田　陸

東京都渋谷区千駄ヶ谷 2-60-5
オー・アール・ディ原宿ビル B1F
ソウ・エクスペリエンス株式会社
代表取締役社長　西村　琢

株式会社ギフティ（以下「ギフティ」といいます。）及びソウ・エクスペリエンス株式会社（以下「SE」といいます。）は、2021 年 2 月 12 日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2021 年 3 月 12 日を効力発生日として、ギフティを株式交換完全親会社、SE を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第 791 条第１項第２号､第 801 条第３項第３号及び会社法施行規則第 190 条に定める事後開示事項は下記のとおりです。

記

１　本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第1号）

2021年3月12日

２　SEにおける会社法第 784 条の2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2項）

（１）　会社法第 784 条の2の規定による請求に係る手続の経過

本株式交換の差止請求を行った株主はおりませんでした。

（２）　会社法第 785 条の規定による手続の経過

株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。

（３）　会社法第 787 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

（４）　会社法第 789 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3　ギフティにおける会社法第 796 条の2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

（1）　会社法第 796 条の2の規定による請求に係る手続の経過

ギフティは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、会社法第 795条第 1 項に定める株主総会決議による承認を受けずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の2の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

（2）　会社法第 797 条の規定による手続の経過

ギフティは、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定により、令和 3 年 2 月 19 日付で、同社の株主に対し、本株式交換を行う旨並びに株式交換完全子会社であるSEの商号及び住所を電子公告にて公告いたしました。なお、ギフティは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会決議による承認を受けずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はありません。

（3）　会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4　株式交換によりギフティに移転したSEの株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により、ギフティに移転したSEの株式の数は、87株です。

5　その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 項）

該当事項はありません。

以上